

2018年4月17日

「監査」とは何か？
—会社法の抜本的改革を—

法務省法制審議会会社法制部会で「会社法制の見直しに関する中間試案」が示され、金融庁主催の会議ではガバナンス・コードの見直しも進行中など、ガバナンスを巡る議論が相変わらず盛んである。

しかしながら、現在のガバナンスの議論は、会社法との整合性が取れておらず、必ずしも的を射ていない。また、会社法上のガバナンスの形態として、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、監査役（会）設置会社の3つの選択肢があるが、これら3つの機関設計における監査の役割もうまく説明できていない。

その根本原因は「監査」という用語の歴史にあり、現状の混乱を解決するためには、会社法上、「監査」と「監督」を区別して明確に定義し直す必要がある。

「監査」と「監督」を区別するとはどういうことか具体的に条文で説明すると、会社法第三百八十一条は「監査役は取締役の職務の執行を監査する」ではなく、「監査役は取締役の職務の執行を監査し監督する」または「監査役は監査権（現行の会社法では「調査権」と呼称する）を行使して、取締役の職務の執行を監督する」となる。更に、会計監査人非設置会社では、監査役の職務に「会計監査」が加わり、会計監査人設置会社においては、「会計監査人監査の相当性監査」が加わる。

商法（現行の会社法）の歴史を振り返ってみると、「監査役」という用語は、明治17年の旧商法草案にはなかったが、明治23年の旧商法には「監査役」という用語が使用され、明治32年の商法に引き継がれている。旧商法成立時の、監査役の職務は以下のようなものであった。

- ・取締役および発起人の業務取扱いを監督・検査すること。
- ・計算の検査をすること。

したがって、「監査」という用語は旧商法草案と旧商法との間に作られた造語ではないかと考えられる。即ち、監督+検査（Audit）=監査である。「監査」という用語は、「監査役」のために作られた言葉であり、戦前までは「監査」という用語は監査役の専売特許であった。

ところが、戦後、監査役制度を廃止する前提で、監査役の職務を会計検査に限定（即ち、監査役「監査」=会計検査=Audit）する一方、公認会計士制度を導入する過程で、従来は「検査」という用語を充てていた「Audit」に「監査」という用語を当てたために、

会社法上の「監査」の定義があいまいになってしまったと思われる。今日でも国の機関は会計検査院（英文呼称は **Board of Audit**）と呼称される。「監査」と「検査」の違いについて様々な解説がなされているが、それらは全て後付けの解釈であり、本来は「**Audit**」の日本語訳の違いに過ぎない。

現在では **Audit**=会計監査と一般に理解されており、「監査」という用語について監査役「監査」の立場から見ると、軒を貸して母屋を取られたような状況となった。

その後、昭和 49 年の商法改正で、監査役に所謂「業務監査」の権限が付与された。即ち、商法制定時に元々監査役に付与された上記の 2 つの権限の内、「計算の検査をすること」（=会計監査）の権限に加えて、「取締役の業務取扱いを監督・検査すること」の権限が付与された。

監査役の監督権限の復活である。それ以降のわが国のガバナンスの強化は、主として監査役の監督権限強化により行われてきたと言っても過言ではない。指揮命令 (**Direction**) を伴わないものは監督とは言えないというような解説も見受けられるが、取締役 (**director**) の行為は全て「監督」と呼び、監査役の行為は全て「監査」と呼ぶと整理したための後付けの解説である。また、会社法上、「監査」と「監督」は同義語であるというような解釈がされる場合があるが、場当たりの解釈と言わざるを得ない。

このように、会社法上、本来監査役（会）は単なる監査機関ではなく監督機関 (**Board**) である。同じく監督機関である取締役会が代表取締役の選解任権を裏付けに経営の監督を行うのに対して、監査役（会）は、監査権（現行の会社法では「調査権」と呼称される）を裏付けに取締役の監督を行っている。従って、「監査」は監督を行うための手段（手続き）に過ぎないものである。

わが国固有の監査役制度は取締役会と監査役（会）で構成される **Parallel Board System** であり、監査役会 (**Supervisory Board**) と取締役会 (**Management Board**) で構成される独国の **Dual Board System** とも取締役会のみで構成される英米の **Unitary Board System** とも異なるものである。

コーポレートガバナンス・コード（以下、CGC）における主語は **Board** であり、独国 CGC でも英国 CGC でも **Board** の定義が冒頭で明確に示されているが、わが国の CGC では、特に監査役（会）設置会社において、**Board** の定義すら明確になっていない。

上述の通り、戦後の長い期間に「監査」=**Audit** との理解が定着しているので、今更会計監査を会計検査に戻すわけにはいかない。「監査」=**Audit** との前提で、会社法上「監督」と「監査」を明確に再定義し、会社法を抜本的に整理し直すことが、グローバル化に対応するガバナンス改革の第一歩である。

（文責：三神 明）